

スーパー定期

(自由金利型定期預金 [M型])

平成30年4月1日現在

1. 商品名	・自由金利型定期預金 [M型] (スーパー定期)
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期間	・定型方式・・・1カ月、2カ月、3カ月、6カ月、1年、2年、3年、4年、5年 ・満期日指定方式・・・1カ月以上5年未満 ・定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続(元金継続・元利金継続)の取扱いができます。
4. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・一括預入となります。 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以降に一括して払戻します。
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・固定金利(預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。) ・預入期間2年未満のものは満期以後に一括して支払います。 預入期間2年以上のものは預金規定に定めた中間利払日以後及び満期以後に分割して支払います。 ・預入契約期間3年未満は単利計算とします。 ・預入契約期間3年もの・4年もの・5年もの及び3年超5年未満の期日指定方式で個人向けは半年複利計算、法人向けは単利計算とします。 (利息計算方式) ① 付利単位は1円とし、1年を365日とする日割計算とします。 ② 元金の付利単位未満を切捨てた金額で約定積数を算出します。 ③ 約定、期日後、中途解約、中間利払のいずれも日数計算します。
7. 税金	・個人の利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合、税金はかかりません。)
8. 手数料	—
9. 付加できる 特約事項	・個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保定期預金に組み入れることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率で計算します。) ・個人の場合は、マル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の 取扱い	・満期日までに解約する場合は、預入期間に応じた期限前解約利率及び預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。 なお、中間利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。 ・預③—中途解約「定期預金の中途解約一覧(別表②)」をご参照ください。
11. 金利情報の 入手方法	・金利は、店頭備え付けの金利ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部(平日9時～17時、フリーダイヤル:0120-858-455)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫の営業日に、営業店及び総務部、または全国しんきん相談所(平日9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。
13. その他参考と なる事項	・満期日以降の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・中間利払日に支払う利息は預金規定に定めた利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 (当金庫に複数の口座がある場合は、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)



鹿沼相互信用金庫